

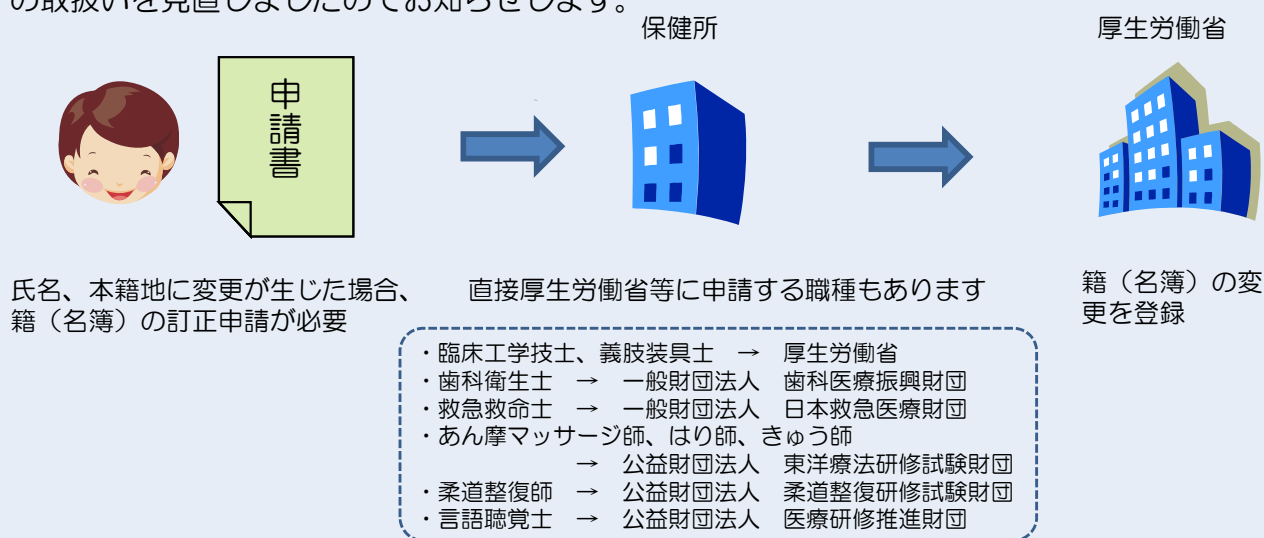
お知らせ

医療関係職種における籍（名簿）訂正申請に課される登録免許税の取扱いを訂正します

1. 概要

医師、歯科医師、薬剤師等医療関係職種の免許を有する方は、厚生労働省等に備える籍（名簿）の登録事項（氏名、本籍地の都道府県名等）に変更が生じた場合は、籍（名簿）の訂正を申請する必要がありますが、これまで、登録事項の数1件の訂正につき千円の登録免許税の納付が必要として取り扱ってきました。

今般、登録免許税の取扱いに関する審査請求に対し、国税不服審判所より「1通の申請書により、1つの資格に係る登録事項の変更の登録を受ける場合の登録免許税の額は、変更の登録を受ける登録事項の数にかかわらず千円となる」旨の裁決がなされたため、医師、歯科医師、薬剤師等医療関係職種（職種の詳細は「5. 還付通知請求書の提出・問い合わせ窓口」参照）における登録免許税の取扱いを見直しましたのでお知らせします。

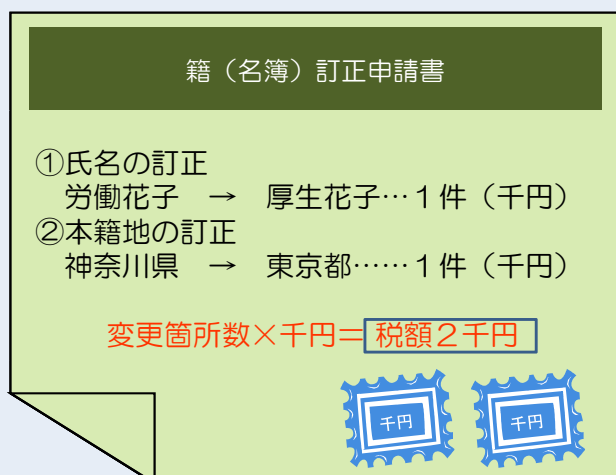


2. 見直しの内容

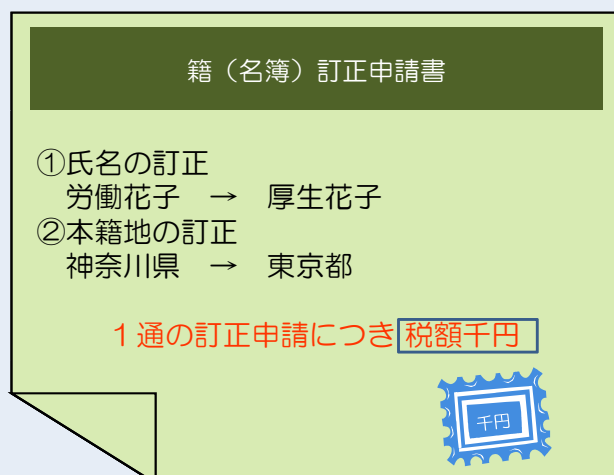
婚姻等により氏名、本籍地（都道府県名）等に変更があった場合、従来の取扱いでは、例えば、氏名の訂正で千円、本籍地の訂正で千円、合計2千円分の収入印紙を申請書に添付していただいていた。

今回の見直し後は、訂正する登録事項の数にかかわらず、1通の訂正申請につき千円の登録免許税を納付していただきます。

【従来の取扱い】



【見直し後の取扱い】



3. 過去の納付者への還付

これまでに1通の申請書で2力以上の登録事項の訂正を申請し、2千円以上の登録免許税を納付した方であって、「4. 還付請求期間」の請求期間内に過誤納金の還付請求をされた方は、登録免許税法第31条の規定に基づき、過誤納金の還付を受けることができます。該当する方は、別紙（還付通知請求書）に必要事項を記載の上、厚生労働省等（「5. 還付通知請求書の提出・問い合わせ窓口」を参照）まで提出されますようお願いいたします。

【還付手続の流れ】



4. 還付請求期間

過誤納金の還付を請求することができる期間は、籍（名簿）の訂正の登録が完了した日から5年を経過する日までとなります。

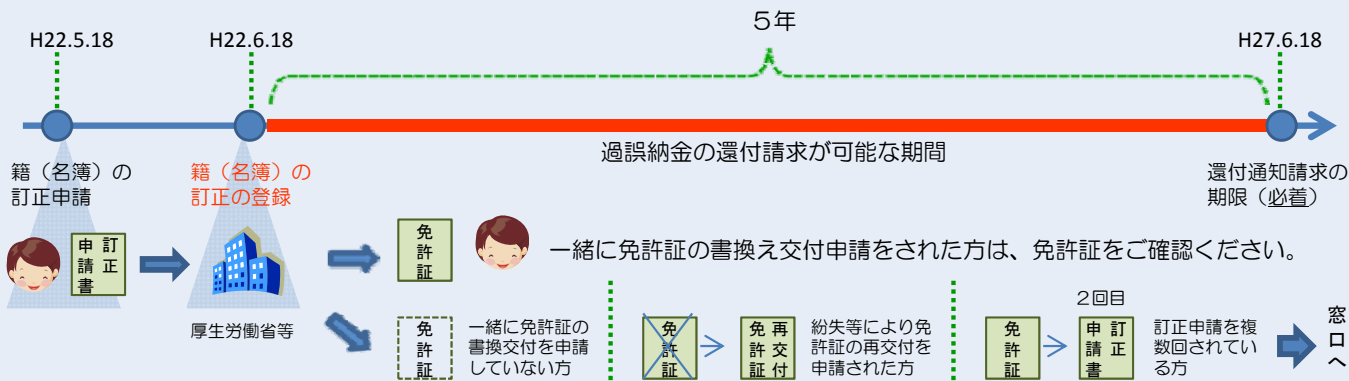
なお、籍（名簿）の訂正申請をした際に一緒に免許証の書換え交付申請をされた方は、書換え後の免許証の交付年月日が訂正の登録が完了した日となりますのでご確認ください。

ただし、次の（１）～（３）に該当する方は訂正の登録が完了した日が免許証では確認できませんので、問い合わせ窓口までご照会ください。

- （１）籍（名簿）の訂正を申請した際に、一緒に免許証の書換え交付申請をされていない方
- （２）籍（名簿）の訂正を申請した後に、紛失・毀損等を理由に免許証の再交付を申請された方
- （３）籍（名簿）の訂正申請を、この還付通知請求書を提出しようとする日から5年以内に複数回されている方

【還付請求の期間】

例：H22.5.18に申請し、H22.6.18に訂正の登録が完了した場合



5. 還付通知請求書の提出・問い合わせ窓口

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科技工士、臨床工学技士、義肢装具士 → 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省医政局医事課試験免許室 電話：03-5253-1111 内線2576、2577	救急救命士 → 〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4 一般財団法人 日本救急医療財団 電話：03-3835-0099 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 → 〒105-0012 東京都港区芝大門1-16-3 公益財団法人 東洋療法研修試験財団 電話：03-3431-8771
薬剤師 → 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係 電話：03-5253-1111 内線2714、2715	柔道整復師 → 〒108-0074 東京都港区高輪3-25-33 公益財団法人 柔道整復研修試験財団 電話03-3280-9720
歯科衛生士 → 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20 一般財団法人 歯科医療振興財団 電話：03-3262-3381	言語聴覚士 → 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-14 公益財団法人 医療研修推進財団 電話：03-3501-6515

●厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）に本件の詳細及び還付通知請求書の様式を掲載していますので、ご参照ください。